国空安政第　　号、国空無機　　号
令和　年　月　日

航空局長

# 「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」の一部改正について

標記について、「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」（平成９年９月 30 日空航第 715 号）のうち、次の表の「改正前」欄に掲げる部分を、表の「改正後」欄のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 航空局長<br><br>地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準<br><br>航空機が空港等以外の場所（以下「離着陸場」という。）において離陸し、又は着陸する場合の航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第79条ただし書の規定による許可事務のうち、航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び構築物において離着陸する航空機の事務処理基準は次のとおりとする。<br>（Ⅰ） 申請<br>1<br>(1)<br>申請は、当該離着陸場のある場所を管轄区域とする地方航空局長（以下「管轄地方局長」という。）に対し、所定の事項を記載した場外離着陸許可申請書（以下「申請書」という。第1号様式）を提出することにより行わせなければならない。<br><br>（Ⅱ） 許可基準<br>飛行目的を有効に達成するため、当該離着陸場を使用することがやむを得ない場合であって、かつ、当該離着陸場が次に掲げる基準に適合すると認められる場合に限り許可することができるものとする。<br>1　航空運送事業の用に供する航空機の場合<br>(1)　離着陸地帯等の要件<br>a・b　略 | 航空局長<br><br>地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準<br><br>航空機が飛行場以外の場所（以下「離着陸場」という。）において離陸し、又は着陸する場合の航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第79条ただし書の規定による許可事務のうち、航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び構築物において離着陸する航空機の事務処理基準は次のとおりとする。<br>（Ⅰ） 申請<br>1<br>(1)<br>申請は、当該離着陸場のある場所を管轄区域とする地方航空局長（以下「管轄地方局長」という。）に対し、所定の事項を記載した飛行場外離着陸許可申請書（以下「申請書」という。第1号様式）を提出することにより行わせなければならない。<br><br>（Ⅱ） 許可基準<br>飛行目的を有効に達成するため、当該離着陸場を使用することがやむを得ない場合であって、かつ、当該離着陸場が次に掲げる基準に適合すると認められる場合に限り許可することができるものとする。<br>1　航空運送事業の用に供する航空機の場合<br>(1)　離着陸地帯等の要件<br>a・b　略 |

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ｃ　垂直離着陸飛行機又はマルチローターの離着陸の用に供する場合<br>離着陸地帯等の規格は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 | | | ｃ　垂直離着陸飛行機又はマルチローターの離着陸の用に供する場合<br>離着陸地帯等の規格は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 | | |
| 離着陸地帯 | 位置及び方向 | ａに同じ。 | 離着陸地帯 | 位置及び方向 | ａに同じ。 |
| | 形状及び強度 | 長さ及び幅は、使用機の飛行規程等に規定されている値又はD’値（垂直離着陸飛行機又はマルチローターが離陸又は着陸態勢にあり、回転翼又はプロペラが回転している場合、水平面上で当該機の投影面（回転翼又はプロペラの回転範囲を含む。）を包括する最小円の直径（別図11）をいう。以下同じ。）の1.5倍のいずれか大きい値以上であること。<br>強度は使用機の運航に十分耐える強度を有するものであること。<br>形状については、別図12のとおりとする。 | | 長さ及び幅 | 長さ及び幅は、使用機の飛行規程等に規定されている値又はD’値（垂直離着陸飛行機又はマルチローターが離陸又は着陸態勢にあり、回転翼又はプロペラが回転している場合、水平面上で当該機の投影面（回転翼又はプロペラの回転範囲を含む。）を包括する最小円の直径（別図11）をいう。以下同じ。）の1.5倍のいずれか大きい値以上であること。<br>強度は使用機の運航に十分耐える強度を有するものであること。<br>形状については、別図12のとおりとする。 |
| | 表面 | 十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は2%であること。ただし、構築物において、かつ、高度な離着陸性能を有する航空機に限定して離着陸する場合は、接地帯以外の部分は仮想表面とすることができるが、接地帯の最高点を含む水平面の上に出る高さの物件（灯火施設を除く。）がないこと。 | | 表面 | 十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は2%であること。ただし、構築物において、かつ、高度な離着陸性能を有する航空機に限定して離着陸する場合は、接地帯以外の部分は仮想表面とすることができるが、接地帯の最高点を含む水平面の上に出る高さの物件（灯火施設を除く。）がないこと。 |
| | 接地帯 | 長さ及び幅は、使用機の飛行規程等に規定されている値又はD’値の0.83倍（構築物において離着陸する場合は1.0倍）のいずれか大きい値以上であること。<br>表面は十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は2%であること。<br>強度は使用機の運航に十分耐える強度を有するものであること。<br>形状については、別図12のとおりとする。<br>ただし、離着陸に際し離着陸地帯に接地しない場合は、接地帯は不要とすることができる。 | | 接地帯 | 長さ及び幅は、使用機の飛行規程等に規定されている値又はD’値の0.83倍（構築物において離着陸する場合は1.0倍）のいずれか大きい値以上であること。<br>表面は十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は2%であること。<br>強度は使用機の運航に十分耐える強度を有するものであること。<br>形状については、別図12のとおりとする。<br>ただし、離着陸に際し離着陸地帯に接地しない場合は、接地帯は不要とすることができる。 |
| 安全区域 | 範囲は、離着陸地帯の縁から3m又は使用機のD’値の0.25倍のいずれか大きい値以上であること。<br>表面のこう配は、離着陸地帯から外側に向かって低くなる場合は可能な限り航空機の損傷を軽減できるこう配であるか、外側に向かって高くなる場合は4%以下であること。ただし、構築物において離着陸する場合は、仮想表面とすることができるが、離着陸地帯（離着陸地帯が仮想表面の場合は接地帯）の最高点を含む水平面の上に出る高さの物件（灯火施設を除く。）がないこと。<br>形状については、別図12のとおりとする。 | | 安全区域 | 範囲は、離着陸地帯の縁から3m又は使用機のD’値の0.25倍のいずれか大きい値以上であること。<br>表面のこう配は、離着陸地帯から外側に向かって低くなる場合は可能な限り航空機の損傷を軽減できるこう配であるか、外側に向かって高くなる場合は4%以下であること。ただし、構築物において離着陸する場合は、仮想表面とすることができるが、離着陸地帯（離着陸地帯が仮想表面の場合は接地帯）の最高点を含む水平面の上に出る高さの物件（灯火施設を除く。）がないこと。<br>形状については、別図12のとおりとする。 | |
| PSS | 1分の1のこう配を有する別図13に示すPSSを少なくとも一つ設定し、PSSの上に出る高さの物件がないこと。ただし、転移表面を設定する場合は、PSSを設定しなくてもよい。なお、安全区域端をPSSの底辺とする。 | | PSS | 転移表面を不要とする場合は、1分の1のこう配を有する別図13に示すPSSを少なくとも一つ設定し、PSSの上に出る高さの物件がないこと。なお、安全区域端を同表面の底辺とする。 | |
| 進入区域及び進入 | 進入区域及び進入表面は、使用機の上昇・旋回性能や障害物件との安全間隔等に応じ、 | | 進入区域及び進入 | 進入区域及び進入表面は、原則として別図14のとおりとする。なお、安全区域が円 | |

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---|---|---|
| 表面 | 別図14（1）又は別図14（2）のとおりとする。なお、安全区域が円形の場合は、安全区域の直径と同じ長さで、進入方向に直交して安全区域の円に外接する直線を進入表面の底辺とする。ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、別図15によることができる。また、運航の安全性に重大な影響がない場合は、進入方向交差角を135度未満又は進入表面を1方向にすることができる。<br>進入表面のこう配は、別図14（1）又は別図14（2）に示すこう配以下とし、同表面の上に出る高さの物件がないこと。ただし、使用機の上昇・旋回性能や障害物件との安全間隔等を考慮して進入区域の長さを短縮する場合にあっては、進入表面のこう配は、進入表面の内側底辺を含む水平面から進入表面の外側底辺を含む水平面までの高さが152m（500ft）となる進入表面のこう配以下とする。 | 表面 | 形の場合は、安全区域の直径と同じ長さで、進入方向に直交して安全区域の円に外接する直線を進入表面の底辺とする。ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、別図15によることができる。<br><br>進入表面のこう配は、原則として8分の1以下とし、同表面の上に出る高さの物件がないこと。ただし、使用機の性能に応じ進入区域の長さを短縮する場合にあっては、進入表面のこう配は、進入表面の内側底辺を含む水平面から進入表面の外側底辺を含む水平面までの高さが152.5mとなる進入表面のこう配以下とする。 |
| 転移表面 | 転移表面は、2分の1以下のこう配を有する別図14（1）又は別図14（2）に示す表面とし、同表面の上に出る高さの物件がないこと。なお、安全区域が円形の場合は、進入方向に平行して安全区域の円に外接する直線を転移表面の底辺とする。ただし、離着陸に際して横方向への移動手順を必要としない場合は、転移表面は不要とすることができる。 | 転移表面 | 転移表面は、2分の1以下のこう配を有する別図14に示す表面とし、同表面の上に出る高さの物件がないこと。なお、安全区域が円形の場合は、進入方向に平行して安全区域の円に外接する直線を転移表面の底辺とする。ただし、離着陸に際して横方向への移動が計画されない場合は、転移表面は不要とすることができる。 |
| 附帯施設 | 構築物において離着陸する場合には、航空機の脱落防止施設を有すること。 | 附帯施設 | 構築物において離着陸する場合には、航空機の脱落防止施設を有すること。 |

(2)　(略)

2　(略)

（Ⅲ）許可期間

1～4　(略)

5　前各号の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、1年を限度として包括的に許可することができる。ただし、(3)及び(4)については垂直離着陸飛行機及びマルチローターに係るものを除く。

(1)　当該離着陸場において空港等に準じた管理が行われている場合

(2)　次の要件を全て満足する場合。ただし、回転翼航空機（マルチローターを除く。）に係るものについては、a及びbの要件を除く。

a～d　(略)

(3)～(4)　(略)

（Ⅳ）　(略)

(2)　(略)

2　(略)

（Ⅲ）許可期間

1～4　(略)

5　前各号の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、1年を限度として包括的に許可することができる。ただし、(3)及び(4)については垂直離着陸飛行機及びマルチローターに係るものを除く。

(1)　当該離着陸場において飛行場に準じた管理が行われている場合

(2)　次の要件を全て満足する場合。ただし、回転翼航空機（マルチローターを除く。）に係るものについては、a及びbの要件を除く。

a～d　(略)

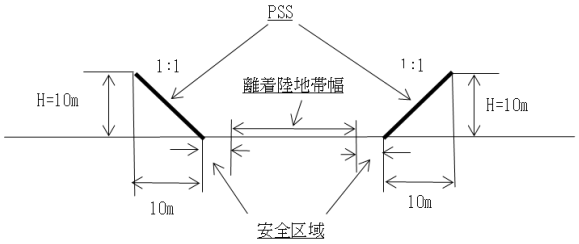
(3)～(4)　(略)

（Ⅳ）　(略)

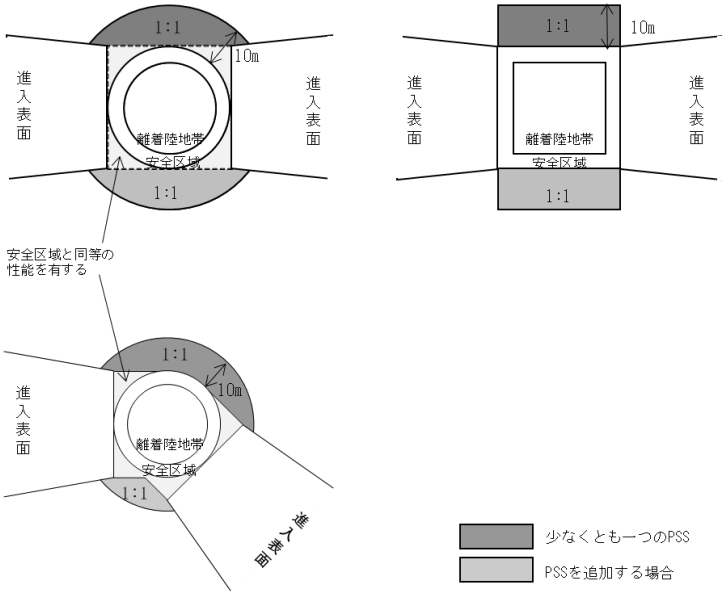
## 改正後

別図13　　垂直離着陸飛行機又はマルチローターの場合のProtected Side Slope(PSS)の略図
（（Ⅱ）１（1）ｃ　）

※断面図




※平面図（例）

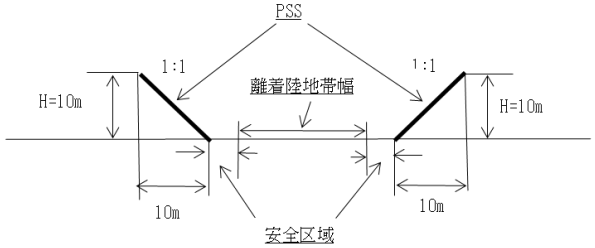



※PSSの下限は、離着陸地帯内の最高点の高さの水平線を安全区域端に平行移動して設定する。
なお、安全区域端をPSSの底辺とする。

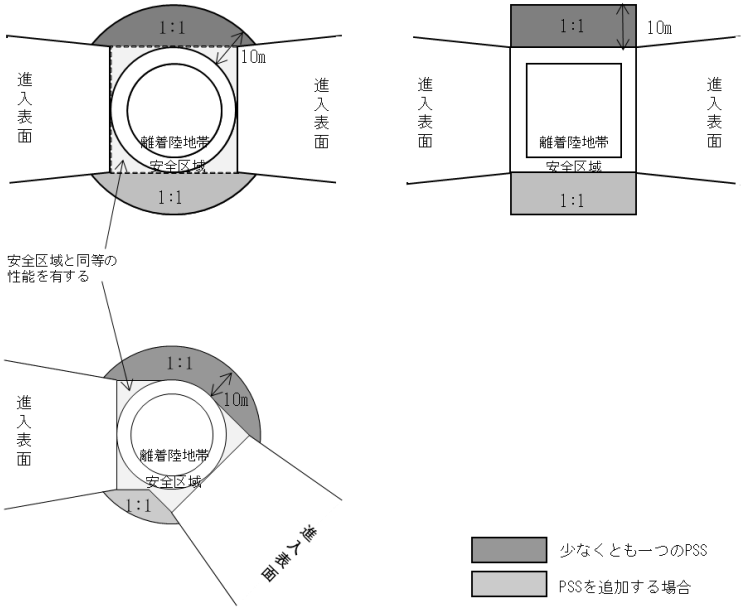
## 改正前

別図13　　垂直離着陸飛行機又はマルチローターの場合のProtected Side Slope(PSS)の略図
（（Ⅱ）１（1）ｃ　）

※断面図




※平面図（例）



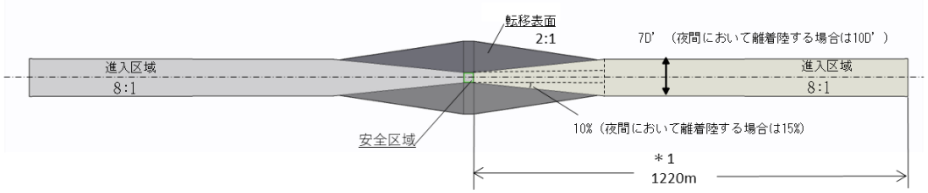

※PSSの下限は、離着陸地帯内の最高点の高さの水平線を安全区域端に平行移動して設定する。
なお、安全区域端を同表面の底辺とする。

## 改正後

別図14（1）

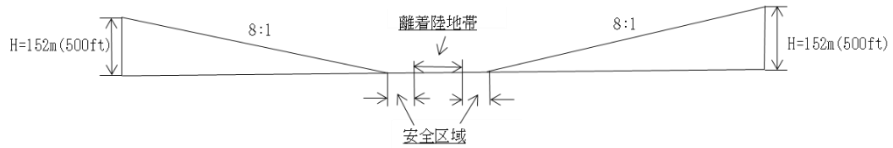
垂直離着陸飛行機又はマルチローターの場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図
（（Ⅱ）1（1）c）

①平面図



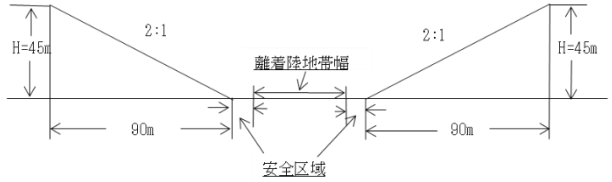

＊1　進入区域の長さは、飛行規程等に定める上昇・旋回性能および障害物件との安全間隔を考慮して短縮することができる。

②進入表面断面図

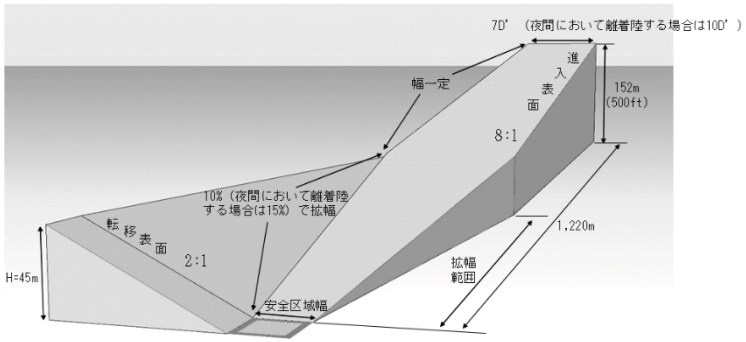



※進入表面と転移表面の下限は、離着陸地帯内の最高点の高さの水平線を安全区域端に平行移動して設定する。（構築物において離着陸する場合であって、離着陸地帯を仮想表面とする場合は、接地帯内の最高点の高さの水平線を安全区域端に平行移動して設定するものとする。）

③転移表面断面図




④立体図

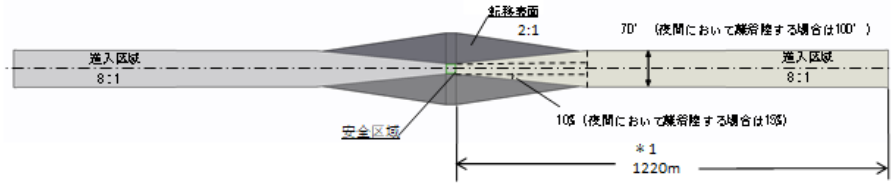



## 改正前

別図14

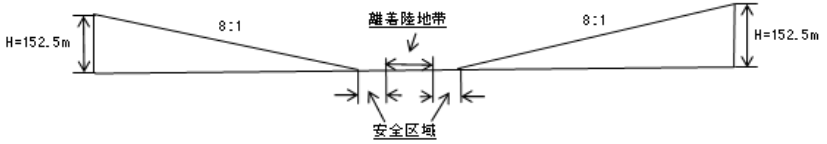
垂直離着陸飛行機又はマルチローターの場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図
（（Ⅱ）1（1）c）

①平面図



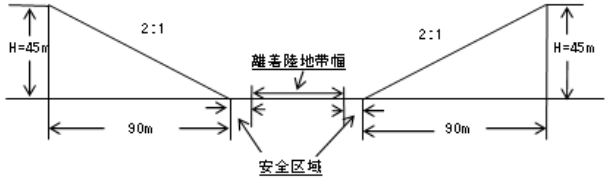

＊1　進入区域の長さは、飛行規程等に定める上昇・旋回性能および障害物件との安全間隔を考慮して短縮することができる。

②進入表面断面図

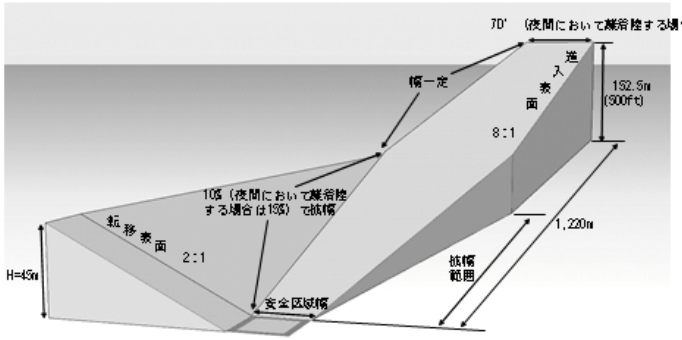


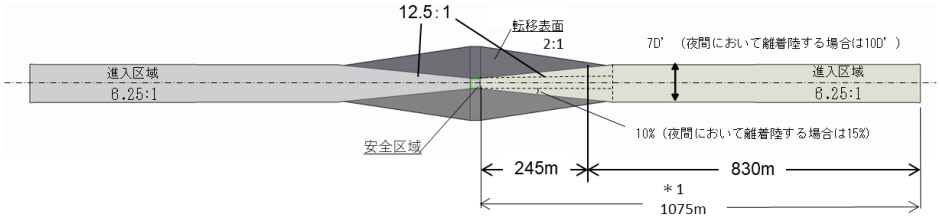
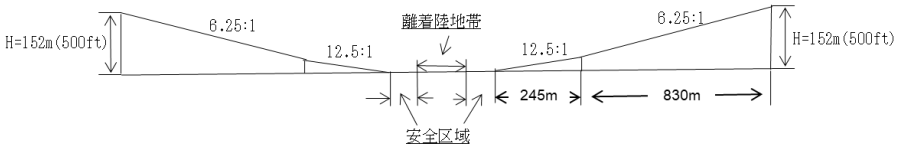
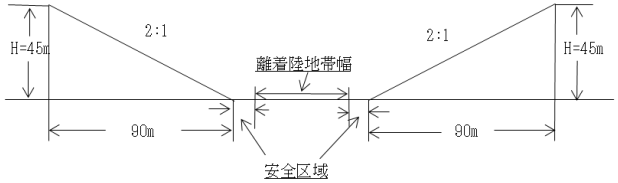
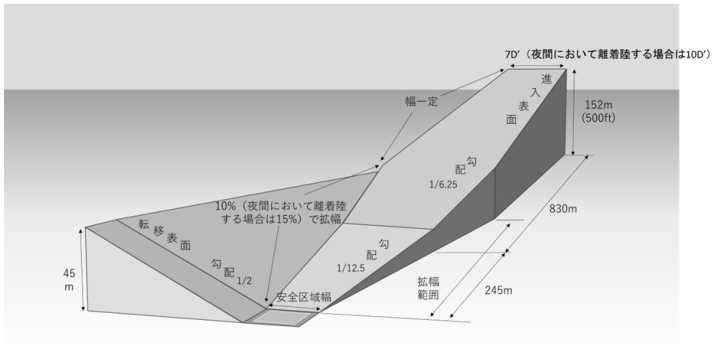

※進入表面と転移表面の下限は、離着陸地帯内の最高点の高さの水平線を安全区域端に平行移動して設定する。（構築物において離着陸する場合であって、離着陸地帯を仮想表面とする場合は、接地帯内の最高点の高さの水平線を安全区域端に平行移動して設定するものとする。）

③転移表面断面図




④立体図



| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 別図14（２）<br>垂直離着陸飛行機又はマルチローターの場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図<br>（（Ⅱ）１（１）ｃ）<br><br>①平面図<br><br><br>＊１　進入区域の長さは、飛行規程等に定める上昇・旋回性能および障害物件との安全間隔を考慮して短縮することができる。<br><br>②進入表面断面図<br><br><br>※進入表面と転移表面の下限は、離着陸地帯内の最高点の高さの水平線を安全区域端に平行移動して設定する。<br>（構築物において離着陸する場合であって、離着陸地帯を仮想表面とする場合は、接地帯内の最高点の高さの水平線を安全区域端に平行移動して設定するものとする。）<br><br>③転移表面断面図<br><br><br>④立体図<br><br> | （新設） |

附　則

１　この通達は、令和●年●月●日から適用する。

２　この通達の適用の際現に航空法第 79 条ただし書の許可を受けて空港等以外の場所に離着陸しているものは、当該許可に係る許可期間の満了の日までは、なお従前の例により当該離着陸をすることができる。

３　(Ⅰ)－1－(1)の申請書は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

４　(Ⅳ)－2－(1)の規定により交付される許可書は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

## 改正後

第１号様式

### ＿＿場外離着陸許可申請書

年　　月　　日

〇〇航空局長　〇〇〇〇　殿

| | |
|---|---|
| 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名 | |
| 緊急に連絡を要する場合の連絡先及び電話番号 | |

航空機が空港等以外の場所に離着陸することについて、航空法第 79 条ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

| | | |
|---|---|---|
| 航空機 | 型式 | |
| | 国籍 | |
| | 登録記号 | |
| 離着陸の日時 | | |
| 離着陸の場所（所在地を表示するほか、右に掲げる略図を添付すること） | 離着陸地帯（特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる離着陸場内の区域）の実測図 | |
| | 離着陸地帯の最近の路面の状況（てん圧及び整地の程度、横断及び縦断こう配、凹凸及びき裂の有無、土質等）を示す図 | |
| | 進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さ並びに人又は家屋の密集の程度を示す図 | |
| 離着陸の理由 | | |
| 事故を防止するための措置 | | |
| 飛行計画の概要 | 飛行の目的 | |
| | 日時 | |
| | 経路 | |
| 操縦者 | 氏名 | |
| | 資格 | 定期・事業用・自家用 |
| その他参考となる事項 | | |

## 改正前

第１号様式

### 飛行場外離着陸許可申請書

年　　月　　日

〇〇航空局長　〇〇〇〇　殿

| | |
|---|---|
| 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名 | |
| 緊急に連絡を要する場合の連絡先及び電話番号 | |

航空機が飛行場以外の場所に離着陸することについて、航空法第 79 条ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

| | | |
|---|---|---|
| 航空機 | 型式 | |
| | 国籍 | |
| | 登録記号 | |
| 離着陸の日時 | | |
| 離着陸の場所（所在地を表示するほか、右に掲げる略図を添付すること） | 離着陸地帯（特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる離着陸場内の区域）の実測図 | |
| | 離着陸地帯の最近の路面の状況（てん圧及び整地の程度、横断及び縦断こう配、凹凸及びき裂の有無、土質等）を示す図 | |
| | 進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さ並びに人又は家屋の密集の程度を示す図 | |
| 離着陸の理由 | | |
| 事故を防止するための措置 | | |
| 飛行計画の概要 | 飛行の目的 | |
| | 日時 | |
| | 経路 | |
| 操縦者 | 氏名 | |
| | 資格 | 定期・事業用・自家用 |
| その他参考となる事項 | | |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 第４号様式<br>第　　号<br>許　可　書<br>殿<br>年　月　日付け　　第　　号で申請のあった空港等以外の場所における離着陸は、航空法第 79 条ただし書の規定により、下記の条件を付して申請のとおり許可する。<br>記<br>航空機の安全又は地上若しくは水上の人若しくは物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し、又は新たに条件を付加することがある。<br>年　月　日<br>○○航空局長　○　○　○　○　　印<br>（注）申請書に文書番号の記載がある場合に限り、本許可書にもそれを記載するものとする。 | 第４号様式<br>第　　号<br>許　可　書<br>殿<br>年　月　日付け　　第　　号で申請のあった飛行場以外の場所における離着陸は、航空法第 79 条ただし書の規定により、下記の条件を付して申請のとおり許可する。<br>記<br>航空機の安全又は地上若しくは水上の人若しくは物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し又は新たに条件を付加することがある。<br>年　月　日<br>○○航空局長　○　○　○　○　　印<br>（注）申請書に文書番号の記載がある場合に限り、本許可書にもそれを記載するものとする。 |